

第88期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル 当社本社

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことをご検討ください。

行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後5時15分到着分まで

ご来場の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第88期定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	34
監査報告書	44
株主総会参考書類	50
第1号議案 剰余金処分の件	50
第2号議案 定款一部変更の件	51
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	53
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	57

証券コード 5958
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都墨田区太平二丁目9番4号

三洋工業株式会社

取締役社長 山岸 茂

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

なお、当日ご欠席の場合は、3頁の「議決権行使等についてのご案内」のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル 当社本社
3. 目的事項
報告事項
 1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sanyo-industries.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第88期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応
 - ・取締役及びスタッフは常時マスク等を着用させていただきます。
 - ・間隔を空けた座席配置としますが、スペースに限りがありますのでご承知おきください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場制限等をさせていただきます。
2. 株主の皆様へのお願い
 - ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から、できる限り株主総会へのご出席を見合わせていただき、特に高齢の方・基礎疾患のある方は、招集ご通知記載の方法にてインターネット、スマートフォン又は書面により議決権を行使いただくことをご検討ください。
 - ・当日は感染拡大防止のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置を取らせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。
 - ・ご出席される株主様は、咳や発熱有無等の健康状態を十分ご確認のうえお越しくくださるようお願いいたします。

なお、上記に関わらず感染の状況等を考慮し、感染防止の措置を講じる場合があります。そして、大きな変更がある場合、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

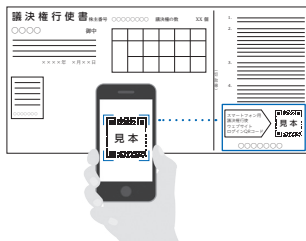
以上

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

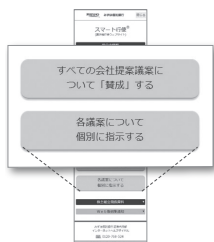
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

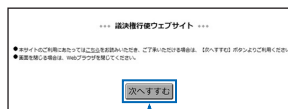
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

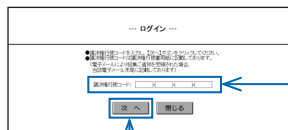
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

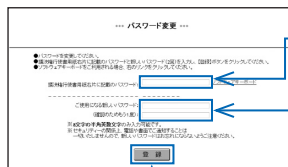
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や政府の各種政策等によって新規感染者が減少し、一時的に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、原油や原材料価格の高騰、更には地政学的リスクの顕在化等によって、景気の先行きは依然として予断を許さない不透明かつ不安定な状況が続いております。

当社グループの関連する建築業界におきましては、新設住宅着工戸数が持ち直しの傾向にあったほか、民間非居住建築物においても事務所や工場などを中心に回復の動きが見られました。他方、原材料価格の高騰をはじめ、物流費や建設労働者不足による人件費の上昇、更にはコロナ禍の影響によって工事の遅延や延期を余儀なくされるなど、経営環境は依然として厳しい状況にありました。

こうした状況の中で当社グループは、最終年度を迎えた中期3ヵ年経営計画「SANYO VISION 73」の達成を目指し、“持続的な成長に向けたNEXT STAGEへの挑戦”をグループスローガンに、あらゆる戦略・施策にチャレンジしてまいりました。具体的には、現下の社会的課題である「安心・安全」「環境・省エネ」「耐震・防災」をキーワードとした新製品開発に注力するとともに、川上戦略である設計指定活動の強化や成長戦略商品の拡販及び製造コストの抑制と内製化の推進にグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。また、CSR活動の一環として、ESG対応やSDGsへの取組み、人材の育成・確保及びITの有効活用など、持続的な成長に向けた経営基盤の強化にも全力を傾注してまいりました。

なお、新製品の開発状況としましては、既に全国の劇場や音響ホール、商業施設、学校講堂などに納入実績のある準構造化天井下地「SZG」のバリエーションとして、複雑な天井への施工性を向上させた新製品「SZGJ」を発売いたしました。そして、地震対策用天井として質量2kg/m²以下のプール天井「SZプール天井TMX」に意匠性・施工性を向上させた「SZプール天井TMXⅡ」を順次開発し、SZシーリングシリーズの充実を図ってまいりました。また、倉庫業法における強度基準2500N/m²及び石膏ボードメーカー取得の耐火認定に対応可能な建築用鋼製壁下地「High SICS 2500TWS」を開発し、市場投入を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、工事の遅延や延期など長引くコロナ禍の影響を受け、全体の売上高は24,533百万円（前期比4.5%減）となりました。また、利益面におきましては、コストアップへの対応や販管費の削減に注力してまいりましたが、売上高の低下に伴う売上総利益の減少分を補えず営業利益は866百万円（前期比34.2%減）、経常利益においては1,084百万円（前期比29.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は735百万円（前期比28.4%減）となりました。

セグメント業績は、次のとおりであります。

① 三洋工業

主力製品群である軽量壁天井下地につきましては、新設住宅着工戸数が持ち直し傾向にあることに加え、ビル及び商業施設用の一般製品においても受注量が増大したことなどから、軽量壁天井下地全体の売上高は増加いたしました。

また、床システムにつきましては、主力製品である学校体育館などスポーツ施設用の鋼製床下地材製品をはじめ、再生木材を使用したデッキシステム、エコマーク商品の置敷式OAフロアが堅調に推移しましたが、マンションなど集合住宅用の遮音二重床製品やその他床関連製品等が落ち込んだことなどから、床システム全体の売上高は減少いたしました。

アルミ建材につきましては、主力製品であるエキスパンション・ジョイントカバーや、手摺が伸長しましたが、アルミ笠木やスパンドレルなどが伸び悩んだことなどから、アルミ建材全体の売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は19,792百万円（前期比3.1%減）、セグメント利益は643百万円（前期比33.1%減）となりました。

② システム子会社

当社の子会社であるシステム会社（株式会社三洋工業九州システムほか）におきましては、主力製品である鋼製床下地材製品を中心に設計指定活動や提案営業に積極的に取り組んでまいりましたが、コロナ禍の影響によって工事の遅延や見直し等があったことなどから、システム子会社全体の売上高は5,408百万円（前期比9.6%減）、セグメント利益は45百万円（前期比61.6%減）となりました。

③ その他

その他につきましては、売上高802百万円（前期比3.1%増）、セグメント利益48百万円（前期比55.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は285百万円であり、その主なものは生産用設備の更新などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、アフターコロナを見据えた経済活動の回復が期待される一方、地政学的リスクの高まりによる資源の価格高騰や供給不安、更には急激な円安の進行など、国内外において経済活動は一層厳しさを増し、不確実な状況が続くものと予想されます。

また、当社グループを取り巻く2022年度の建築市場におきましては、民間非住宅建設投資が引き続き増加傾向にあるものの、政府建設投資や民間住宅投資については減少が見込まれることから、建設投資全体としては、2021年度と同水準になるものと予測しております。

当社グループの対処すべき課題といたしましては、アフターコロナを想定した様々な環境変化（顧客・市場・社会）に対し、当社グループの《価値創造プロセス》に沿って新たな提供価値を創出していくことが重要な課題であると認識しております。

こうした認識のもと当社グループでは、様々な社会的課題に対し、これまで培ってきたグループの強みと今般新たに作成した「サステナビリティ基本方針」を原動力に、2022年度を初年度とする新中期3カ年経営計画「SANYO VISION 76」（2022年度～2024年度）に基づき、さらなる収益性の拡大に挑戦してまいります。また、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への対応やSDGs（持続可能な開発目標）への積極的な取組みを通じて、企業の存在価値を高め、社会から必要とされる価値創造グループを目指してまいります。

当社グループが《価値創造プロセス》に沿って社会へ提供する価値は、経営理念である「快適空間の創造」をはじめ、「革新的な製品・事業の創出」、「働き甲斐のある職場」、「CO₂排出量の削減・環境負荷の低減」、「地域社会への貢献（建築・雇用創出）」、そして「ステークホルダーへの様々な価値の還元」であります。これらの提供価値を実現させる「SANYO VISION 76」のキーワードには、“サステナビリティ経営で次の世代、そして未来へと成長をつなぐ”を掲げ、6つの基本経営戦略をグループ全社で実行してまいります。具体的には、「持続的な企業価値の向上を目指した経営基盤の強化」、「新製品開発と新事業の創出」、「販売戦略の高度化」、「生産拡大とコスト抑制」、「コーポレートガバナンスの強化」、そして「グループ会社によるサステナビリティへの取組みと企業価値の向上」といった6つの基本経営戦略に積極果敢に取り組み、健康経営の推進を柱に、より強固な経営基盤の確立を図りながら、持続可能な成長企業を目指し邁進していく所存であります。

当社グループとしましては、引き続き法改正等への対応に適切に取り組むと同時に、内部統制システムの運用と経営の公正性、透明性及び効率性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実化と強化に取り組み、皆様のご期待に添えるよう鋭意努力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

年度 区 分	第85期 (自2018年4月 1日 至2019年3月31日)	第86期 (自2019年4月 1日 至2020年3月31日)	第87期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第88期 (当期) (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
売上高(百万円)	28,193	28,766	25,691	24,533
経常利益(百万円)	1,029	1,763	1,540	1,084
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	816	1,182	1,027	735
1株当たり当期純利益	238円58銭	348円63銭	302円88銭	216円88銭
総資産(百万円)	24,904	25,864	25,233	26,239
純資産(百万円)	14,692	15,480	16,533	17,143

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当連結会計年度(当事業年度)から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社三洋工業九州システム	30	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業東北システム	30	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業北海道システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業東京システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
フジオカエアータイト株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の販売
スワン商事株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の製造、販売及び施工
三洋UD株式会社	20	90.0	建築用金物・資材の販売

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

下記製品の製造・販売及び施工

軽量壁天井下地、床システム、アルミ建材、一般建材商品、換気・採光製品

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都墨田区太平二丁目9番4号

支店：関東（東京都墨田区）、北関東（埼玉県さいたま市）

名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、広島（広島県広島市）

九州（福岡県古賀市）、東北（宮城県仙台市）、北海道（北海道札幌市）

工場：関東（埼玉県久喜市）、埼玉（埼玉県加須市）

茨城（茨城県古河市）、福岡（福岡県古賀市）

仙台（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）

② 子会社

株式会社三洋工業九州システム（福岡県福岡市）

株式会社三洋工業東北システム（宮城県仙台市）

株式会社三洋工業北海道システム（北海道札幌市）

株式会社三洋工業東京システム（東京都墨田区）

フジオカエアータイト株式会社（東京都板橋区）

スワン商事株式会社（福井県坂井市）

三洋UD株式会社（東京都墨田区）

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
三洋工業	295名	7名減
システム子会社	49名	2名減
その他	26名	1名増
合計	370名	8名減

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
295名	7名減	43.5歳	17.6年

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	当連結会計年度末借入金残高
株式会社みずほ銀行	400
株式会社三菱UFJ銀行	400

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,391,725株 (自己株式128,275株を除く)
- (3) 株主数 2,514名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 洋 工 業 協 力 会 社 持 株 会	524,769株	15.47%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	274,200	8.08
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	166,852	4.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	122,601	3.61
三 洋 工 業 社 員 持 株 会	106,015	3.13
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	103,800	3.06
中 谷 登 世 子	92,646	2.73
山 岸 文 男	87,400	2.58
ト ー ケ ン 工 業 株 式 会 社	71,700	2.11
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	63,250	1.86

- (注) 1. 上記の株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 274,200株
 - ・株式会社日本カストディ銀行 103,800株
2. 持株比率は自己株式(128,275株)を控除して計算しております。
3. 当社は自己株式128,275株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊地政義	
代表取締役社長	山岸茂	
常務取締役	鈴木将晴	営業統括部長兼開発統括部長 兼技術研究所長
常務取締役	武田眞吾	生産統括部長兼購買担当
常務取締役	原田実	管理統括部長兼総務部長 兼法務監査担当
取締役	田村和之	経営企画室長
取締役	吉見紀昭	関東支店長兼子会社担当
取締役 (監査等委員・常勤)	古賀俊二	
取締役 (監査等委員)	渡部敏雄	弁護士渡部総合法律事務所代表
取締役 (監査等委員)	堀之北重久	公認会計士堀之北重久事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役 株式会社しまむら社外監査役
取締役 (監査等委員)	後藤馨悦	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）である渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）である渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）の渡部敏雄氏は、渡部総合法律事務所代表であります。当社と渡部総合法律事務所との間に特別な利害関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）の堀之北重久氏は、堀之北重久事務所代表及び株式会社東陽テクニカ、株式会社しまむらの社外監査役であります。当社と堀之北重久事務所及び兼職先との間に特別な利害関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）である古賀俊二及び堀之北重久の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・古賀俊二氏は、当社において財務部門に長年在籍し、経理・財務に携わってきた経験があります。
 - ・堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しております。
6. 情報収集の充実を図り、法務監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、古賀俊二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （一名）	152百万円 （－円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	31百万円 （15百万円）
合 計 （うち社外役員）	11名 （3名）	184百万円 （15百万円）

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給限度額は、2016年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

また、当社の取締役（監査等委員）の支給限度額は、2016年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額42百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する決定方針の内容について、独立社外取締役から適切な関与・助言を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の決定に当たっては、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得るとともに、取締役会に各取締役の報酬を開示し、取締役会の決議により決定しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬は、世間水準及び経営内容、従業員給与などを考慮して設定した役位別「月額報酬表」を基に、業績及び従業員賞与の水準を勘案した賞与相当分を加え基本報酬とし、支給方法は定期同額給与として毎月一定の時期に支払うものとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	渡部 敏雄	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会等において、コンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	堀之北 重久	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会等において、会計監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	後藤 馨悦	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、他社での企業経営に関する専門知識に基づき、取締役への牽制的立場と外部からの視点による適切な発言を行っております。また、監査等委員会等において、コーポレートガバナンス並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、すべての個人被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

① 個人被保険者の範囲

当社及びグループ会社のすべての役員等

② 保険契約の内容の概要

個人被保険者が会社の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主または第三者から個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を補償するもの。但し、個人被保険者の犯罪行為、または意図的に違法行為を行い損害賠償請求がなされた場合は、補償対象外とする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
45百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
45百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価などの算出根拠や内容を精査した結果、当該報酬等の額は相当であるものと判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人を含めたグループ全体の行動規範として、当社グループの経営理念、行動指針及び基本経営方針に基づき、コンプライアンス基本規程の遵守に努める。
- ② 取締役会については、取締役会規程に基づき、適切な運営を図る。取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款の違反行為を未然に防止する。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務の執行に関する監督機能の維持及び強化のため、社外取締役を選任する。また、監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、適宜意見を述べるほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況について監督を行う。
- ④ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行については、監査等委員会の定める監査計画書に従い、監査等委員会が適正に監査を行い、経営機能に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役（監査等委員であるものを除く。）が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に作成、保存または廃棄を行う。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については、所管業務を担当する当社の当該部門が主管し、グループ全体に対してそれぞれ責任をもってこれに当たる。なお、不測の事態に備えた危機管理規程に基づき、発生時においては、当社取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を敷く。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① グループ全体の中期経営計画を定め、グループ全体及びグループ各社として達成すべき目標とともに、部門ごとにそれぞれの目標を明確化する。
- ② 定期的あるいは臨時に開催される当社取締役会においては、当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項を審議・決議するとともに、当社取締役の職務執行が適切に行われているかどうかを相互に監督する。また、当社取締役会で決議された業務執行方針に基づき、経営上の諸課題について機動的に対応するため、定期的に経営会議を開催し、業務の執行に関する重要事項の検討と具体策を立案し、必要に応じて当社取締役会に上申する。
- ③ 当社取締役会の決定に基づくグループ各社の業務執行については、各グループ会社の組織規程、その他社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人の法令・定款遵守の意識をより一層高めるため、コンプライアンス基本規程に定める行動基準をグループ全社員に周知徹底させる。
- ② 内部監査及びコンプライアンスを統括する法務監査室の役割機能を強化するとともに、法務監査室によるコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ④ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ全体の社内報告体制として、「社内通報制度」の適切な運用を図る。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の重要事項の当社への報告に関する体制**

- ① 子会社に対する主要業務を関係会社管理規程に定め、適正な管理を行う。
- ② 経営管理については、子会社担当役員を置き、子会社経営の重要事項に関して適宜報告を求めて管掌を行うとともに、子会社の監査役等と常時、意思疎通及び情報交換を行い、必要な場合は自ら直接監査を実施する。
- ③ コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図る。
- ④ 当社取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社監査等委員会に報告する。
- ⑤ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、法務監査室に報告する。
 法務監査室は直ちに当社監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べるができる。当社監査等委員会は当社取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができる。
- ⑥ 内部統制システムがより適切に機能するように必要に応じて組織体制の見直し、改編を行う。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、並びに当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性、及び当社監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査等委員会の要請に応じて当社の使用人から監査等委員会補助者を任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) **当社並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、及び当社監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、あるいは当該取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、当社監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ② 当社取締役は、定期的または不定期に各部門のリスク管理体制について、当社監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に対して直接通報を行うことができること、及び当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。
- ④ 法務監査室が社内通報窓口として通報を受けた場合は、直ちに当社監査等委員会に通報者の氏名を除き申告事項の内容を報告する。

(9) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）は監査等委員の重要な会議への出席を確保する。

また、法務監査室の責任者は、当社監査等委員会と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。

(11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に進め、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体等との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体及び個人とは一切取引を行わない。

また、平素から警察等外部の専門機関や諸団体との連携強化に努めるとともに、当社グループの「コンプライアンス マニュアル」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」において、反社会的勢力等に対する対処を含めた行動指針を定め、グループ全社員への周知徹底を図っている。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切なる内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス研修によるコンプライアンスの浸透・徹底に努めるとともに、グループ全社員が対象のコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスの徹底状況のモニタリングを実施いたしました。なお、当該研修及びテスト結果につきましては、取締役会に報告しております。

② リスク管理体制について

リスク管理に関する事項については、対応を主管する各取締役から、適宜取締役会に報告されております。また内部監査部門である法務監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、「実地監査報告書」にて報告しております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を16回開催しており、取締役会には独立性を保持した社外取締役（監査等委員）が、各々の見地から適切な発言を行うなど、当社グループ全体の重要な職務に関する意思決定を監督しております。

④ 監査等委員の職務執行について

当事業年度は、監査等委員会を10回開催しており、経営の適法性、コンプライアンス等に関して広範な見地から意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は、当社取締役社長と定期的に面談を実施するとともに、法務監査室との情報交換会を定期的に行い、情報収集をしたうえで、重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の点検などを行い、取締役の職務執行について、厳正で実効性の高い監査を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,659	流動負債	8,481
現金預金	6,495	支払手形及び買掛金	2,911
受取手形、売掛金及び契約資産	7,004	電子記録債務	3,661
電子記録債権	1,555	短期借入金	865
商品及び製品	1,503	未払金	302
仕掛品	153	未払法人税等	172
原材料及び貯蔵品	862	賞与引当金	340
その他	124	役員賞与引当金	8
貸倒引当金	△40	その他	219
固定資産	8,580	固定負債	615
有形固定資産	6,168	繰延税金負債	124
建物及び構築物	2,607	退職給付に係る負債	43
機械装置及び運搬具	437	その他	447
土地	2,876	負債合計	9,096
建設仮勘定	5	(純資産の部)	
その他	242	株主資本	16,791
無形固定資産	157	資本金	1,760
ソフトウェア	52	資本剰余金	1,168
その他	104	利益剰余金	14,154
投資その他の資産	2,254	自己株式	△291
投資有価証券	629	その他の包括利益累計額	352
繰延税金資産	12	その他有価証券	258
退職給付に係る資産	437	評価差額金	
賃貸不動産	948	退職給付に係る調整累計額	93
その他	240	純資産合計	17,143
貸倒引当金	△13	負債・純資産合計	26,239
資産合計	26,239		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		24,533
売 上 原 価		18,082
売 上 総 利 益		6,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,584
営 業 利 益		866
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	23	
受 取 賃 貸 料	210	
売 電 収 入	35	
そ の 他	37	307
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
不 動 産 賃 貸 費 用	66	
売 電 費 用	19	
そ の 他	1	89
経 常 利 益		1,084
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税金等調整前当期純利益		1,083
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	△12	347
当 期 純 利 益		735
親会社株主に帰属する当期純利益		735

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	13,546	△291	16,183
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			126		126
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,760	1,168	13,672	△291	16,310
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△254		△254
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			735		735
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	481	—	481
当 期 末 残 高	1,760	1,168	14,154	△291	16,791

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	251	98	349	16,533
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				126
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	251	98	349	16,659
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△254
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				735
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	6	△4	2	2
当 期 変 動 額 合 計	6	△4	2	483
当 期 末 残 高	258	93	352	17,143

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

「連結注記表」

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、(株)三洋工業九州システム、(株)三洋工業東北システム、(株)三洋工業北海道システム、(株)三洋工業東京システム、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)の6社であります。

② 主要な非連結子会社の名称

三洋UD(株)

③ 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要性な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場時価のないもの…移動平均法による原価法

イ 棚卸資産

棚卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

ア 建物

1998年3月31日以前に取得した建物……………定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

イ 建物附属設備・構築物

2016年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

ウ その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）を適用しており、当社グループは、主な収益を当社建築用金物・資材等の据付・施工を含む工事契約から生じる収益及びこれら当社製品の販売から生じる収益と認識しております。

工事契約に関しては、主にビルや商業施設、集合住宅等の新築及びリニューアル工事の一環として、壁天井地下や床システム等の工事の施工を請け負うものであり、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

当社グループの製品販売は、主に国内顧客に対して顧客との販売契約に基づいて建築用金物・資材等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品

に対する支配を獲得して充足されるものの、出荷時点からその支配が顧客に移転されるまでの期間はごく短いため、出荷時点を履行義務の充足とみなし収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識していることとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によって、その他の工事契約については工事完成基準によって収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、従来の方と比べて、当期連結会計年度の売上高は247百万円、売上原価は238百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は126百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	三洋工業	システム子会社	計		
一定時点で移転される財又はサービス	8,400	478	8,878	395	9,274
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,393	4,660	15,054	204	15,259
顧客との契約から生じる収益	18,793	5,138	23,932	600	24,533
外部顧客への売上高	18,793	5,138	23,932	600	24,533

(注)「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フジオカエアータイト(株)、及びスワン商事(株)を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の(4) 会計方針に関する事項の④収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事請負契約等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、工事完了後顧客の検収時に売上債権へ振り替えられます。契約負債は、主に当該工事請負契約における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の残高は、「連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1百万円でありませ

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

1年以内	941百万円
1年超	204百万円
合計	1,145百万円

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定期間にわたり認識した収益 15,259百万円

履行義務の充足に係る進捗度（以下、進捗度という。）に基づく収益認識にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積もる必要があります。

進捗度の見積りにあたっては、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。また、進捗度に基づく収益認識の基礎となる工事原価総額は工事契約ごとに工事予算管理資料を使用して見積もっております。

工事原価総額の見積りは、当連結会計年度末に施工中の工事の内容や工期に重要な変更がないものと仮定して作成しておりますが、工事契約締結後の工事契約を取り巻く状況変化によって工事内容や工期に変更が生じる可能性があり、その見積りに不確実性を伴っております。

その結果、翌連結会計年度の連結財務書類において進捗度に基づく収益認識金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれる顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高及び流動負債の「その他」に含まれる契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権	6,150百万円
契約資産	854百万円
契約負債	6百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	183
土 地	721
賃 貸 不 動 産	73
計	978

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
短 期 借 入 金	865
計	865

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 10,802百万円
(4) 賃貸不動産の減価償却累計額 402百万円
(5) 受取手形裏書譲渡高 5百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価

20百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,520,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	135	40円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	118	35円00銭	2021年9月30日	2021年12月3日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	118	35円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日

(注) 配当原資については、利益剰余金を予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については金融機関の借入等によっております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。また、必要に応じ、不動産への担保設定、保証金の取得など適切な債権保全策を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式・債券であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、運転資金（主に短期）及び設備投資資金（主に長期）に係る資金調達です。

また、営業債務や未払金並びに借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰表を作成することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 その他有価証券	595	595	—

(注) 市場価格のない株式

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	34

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つに別に分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	595	－	－	595

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,106	2,327

※連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

※当期末の時価は、主として「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,054円47銭
1株当たり当期純利益	216円88銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,688	流動負債	7,721
現金預手	5,266	支払手形	398
受取手形	2,046	電子記録債	3,661
電子記録債	1,277	買掛金	1,262
売掛金	3,117	短期借入金	1,450
契約及び製品	522	リース債	21
商品及び製品	1,383	未払金	285
仕掛品	143	未払法人税等	136
原材料及び貯蔵品	773	前払費用	52
前払費用	89	賞与引当金	281
短期貸付	87	その他	172
そ の 他 金	18	固定負債	497
貸倒引当金	△39	リース債	113
固定資産	8,117	繰延税金負債	75
有形固定資産	5,363	その他	308
建物	2,437	負債合計	8,218
構築物	68	(純資産の部)	
機械装置	424	株主資本	14,415
車両運搬具	11	資本金	1,760
工具器具備品	113	資本剰余金	1,168
土地	2,178	資本準備金	1,168
リース資産	123	利益剰余金	11,778
建設仮勘定	5	利益準備金	440
無形固定資産	151	その他利益剰余金	11,338
ソフトウェア	52	固定資産圧縮積立金	76
その他	99	別途積立金	9,000
投資その他の資産	2,662	繰越利益剰余金	2,261
投資有価証券	555	自己株式	△291
関係会社株	185	評価・換算差額等	231
長期貸付	510	その他有価証券	231
前払年金費用	243	評価差額金	
貸付金	948	純資産合計	14,647
そ の 他 金	225	負債・純資産合計	22,865
貸倒引当金	△8		
資産合計	22,865		

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		19,792
売 上 原 価		14,634
売 上 総 利 益		5,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,515
営 業 利 益		643
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	115	
受 取 賃 貸 料	230	
売 電 収 入	35	
経 営 指 導 料	110	
そ の 他	31	524
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
不 動 産 賃 貸 費 用	66	
売 電 費 用	24	
そ の 他	1	95
経 常 利 益		1,071
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,071
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	311	
法 人 税 等 調 整 額	△6	305
当 期 純 利 益		765

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		剰 余 金	利益剰余金計
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	440	76	8,500	2,135	11,151
会計方針の変更による累積的影響額						115	115
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,760	1,168	440	76	8,500	2,250	11,266
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△254	△254
当 期 純 利 益						765	765
別途積立金の積立					500	△500	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	500	11	511
当 期 末 残 高	1,760	1,168	440	76	9,000	2,261	11,778

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△291	13,789	217	14,006
会計方針の変更による累積的影響額		115		115
会計方針の変更を反映した当期首残高	△291	13,904	217	14,121
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△254		△254
当 期 純 利 益		765		765
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14	14
当期変動額合計	-	511	14	525
当 期 末 残 高	△291	14,415	231	14,647

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

「個別注記表」

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場時価のないもの……移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

ア 建物

1998年3月31日以前に取得した建物……定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……定額法

イ 建物附属設備・構築物

2016年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……定額法

ウ その他……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）を適用しており、当社グループは、主な収益を当社建築用金物・資材等の据付・施工を含む工事契約から生じる収益及びこれら当社製品の販売から生じる収益と認識しております。

工事契約に関しては、主にビルや商業施設、集合住宅等の新築及びリニューアル工事の一環として、壁天井下地や床システム等の工事の施工を請け負うものであり、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

当社グループの製品販売は、主に国内顧客に対して顧客との販売契約に基づいて建築用金物・資材等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されるものの、出荷時点からその支配が顧客に移転されるまでの期間はごく短いため、出荷時点を履行義務の充足とみなし収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識していることとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によって、その他の工事契約については工事完成基準によって収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、当事業年度より、「契約資産」を独立掲記しております。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上高は11百万円減少し、売上原価は28百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ39百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は115百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項」の(5)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定期間にわたり認識した収益 10,393百万円

履行義務の充足に係る進捗度（以下、進捗度という。）に基づく収益認識にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び事業年度末における工事進捗度を合理的に見積もる必要があります。

進捗度の見積りにあたっては、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。また、進捗度に基づく収益認識の基礎となる工事原価総額は工事契約ごとに工事予算管理資料を使用して見積もっております。

工事原価総額の見積りは、当事業年度末に施工中の工事の内容や工期に重要な変更がないものと仮定して作成しておりますが、工事契約締結後の工事契約を取り巻く状況変化によって工事内容や工期に変更が生じる可能性があり、その見積りに不確実性を伴っております。

その結果、翌事業年度の計算書類において進捗度に基づく収益認識金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	116
土 地	210
賃 貸 不 動 産	73
計	400

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
短 期 借 入 金	800
計	800

- | | |
|--------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,763百万円 |
| (3) 賃貸不動産の減価償却累計額 | 402百万円 |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債権 | 592百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 510百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 773百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,081百万円
仕入高	447百万円
営業取引以外の取引高	233百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	128,275株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	14
賞与引当金	86
減損損失	17
関係会社株式	130
その他	75
繰延税金資産小計	325
評価性引当額	△187
繰延税金資産合計	138
繰延税金負債	
前払年金費用	74
その他有価証券評価差額金	102
固定資産圧縮積立金	33
その他	2
繰延税金負債合計	213

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)三洋工業九州システム	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の借入	金物・資材の 販売(注1)	359	受取手形	123
				資金の借入 (注2)	100	売掛金	54
				支払利息	0	短期借入金	100
子会社	(株)三洋工業東北システム	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の借入	金物・資材の 販売(注1)	254	受取手形	85
				資金の借入 (注2)	400	売掛金	33
				支払利息	0	短期借入金	400
子会社	スワン商事(株)	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注3)	0	短期貸付金	28
				資金の返済	8	長期貸付金	510
				受取利息	3		

(注1) 販売価格の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の借入利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

4,318円55銭

1株当たり当期純利益

225円73銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三洋工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京 事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 立 目 克 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三洋工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

三洋工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古賀 俊 二 ㊞

監査等委員 渡部 敏 雄 ㊞

監査等委員 堀之北 重 久 ㊞

監査等委員 後藤 馨 悦 ㊞

(注) 監査等委員渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金35円

総額118,710,375円

なお、中間配当金として1株当たり金35円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり70円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の株主利益の増大を図れるような事業展開に活かすための投資に活用することを基本方針とし、新たな事業計画や顧客への安定供給体制の整備に向けての投資を考えております。

(1) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	500,000,000円
--------------------	-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	500,000,000円
--------------------	---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 < 削除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は任期満了となり、これを機に田村和之氏は退任いたします。

つきましては、新たに1名を加え、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さくちまさよし 菊地政義 (1948年8月26日生)	1967年4月 当社入社 1986年4月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長 2007年6月 当社取締役 2009年4月 当社取締役営業統括部長兼子会社管掌 2009年6月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長退任 2011年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	36,700株
	<p>【選任の理由】 代表取締役として長年にわたりグループ全体の指揮を執り、企業価値の向上および事業の拡大に貢献してきた実績と、これまでの経営全般における豊富な経験や高い見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
2	やまぎししげる 山岸 茂 (1976年3月29日生)	2007年4月 当社入社 2010年4月 当社営業統括部営業企画グループ長 2012年4月 当社経営企画室課長 2014年4月 当社生産統括部長 2014年6月 当社執行役員生産統括部長 2015年6月 当社取締役生産統括部長 2016年4月 当社取締役購買部長 2019年6月 当社常務取締役購買部長兼子会社担当 2021年4月 当社常務取締役子会社担当 2021年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	5,800株
	<p>【選任の理由】 これまで経験した多部門における幅広い知見等を有し、2021年6月より当社の代表取締役社長を務めており、企業価値の向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	すずきまさはる 鈴木将晴 (1961年10月10日生)	1985年4月 当社入社 2006年4月 当社営業統括部営業グループ長 2011年6月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 2016年6月 当社常務取締役営業統括部長兼子会社担当 2019年6月 当社常務取締役営業統括部長 2021年4月 当社常務取締役営業統括部長兼開発統括部長兼技術研究所長 2022年4月 当社常務取締役開発統括部長兼技術研究所長 (現在に至る)	7,400株
【選任の理由】 常務取締役開発統括部長として、当社グループの研究開発の推進に向け、これまでの豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	たけだしんご 武田真吾 (1959年4月29日生)	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員生産統括部長 2011年6月 当社取締役生産統括部長兼購買・開発担当 2014年4月 当社取締役生産・購買・開発担当 2016年4月 当社取締役生産統括部長兼開発担当 2019年4月 当社取締役生産統括部長兼開発統括部長兼技術研究所長 2019年6月 当社常務取締役生産開発統括部長 2021年4月 当社常務取締役生産統括部長兼購買担当 (現在に至る)	5,500株
【選任の理由】 常務取締役生産開発統括部長として、生産部門および開発部門を牽引してきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	はら だ みのる 原 田 実 (1958年8月13日生)	1981年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員総務部長 2013年6月 当社取締役総務部長兼経営企画・法務監査担当 2015年6月 当社取締役総務部長兼法務監査担当 2019年4月 当社取締役総務・法務監査担当 2019年6月 当社常務取締役管理統括部長兼法務監査担当 2020年10月 当社常務取締役管理統括部長兼総務部長兼法務監査担当 2022年4月 当社常務取締役管理統括部長兼法務監査担当 (現在に至る)	6,600株
【選任の理由】 常務取締役として管理統括部門を牽引し、法務・内部監査部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	よし み のり あき 吉 見 紀 昭 (1960年9月12日生)	1984年4月 当社入社 2008年4月 当社東京営業所長 2013年6月 当社執行役員東京営業所長 2014年4月 当社執行役員関東支店長兼東京営業所長 2015年4月 当社執行役員関東支店長 2018年6月 当社取締役関東支店長 2022年4月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 (現在に至る)	5,200株
【選任の理由】 取締役関東支店長としての長年にわたる実績と、これまでの豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	そのだたかゆき 園田崇之 (1964年8月1日生)	1987年4月 株式会社三和銀行入行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 2016年11月 当社財務部顧問(同行より出向) 2017年10月 同行退行 2017年11月 当社入社 財務部長 2019年6月 当社執行役員管理統括部財務部長 2021年4月 当社執行役員管理統括部財務部長兼 会計課長兼情報管理部長 (現在に至る)	3,500株
<p>【選任の理由】 他社で培われた経験と幅広い見識を持ち、執行役員として財務部門と情報管理部門を牽引してきた経験や知見を踏まえ、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行役員、子会社役員がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。(ただし、被保険者による法令または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については除く。)各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名は任期満了となり、これを機に古賀俊二氏は退任いたします。

つきましては、新たに1名を加え、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たむら かず ゆき 田村和之 (1957年12月19日生)	1980年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員経営企画室長 2015年6月 当社取締役経営企画室長 (現在に至る)	5,900株
	【選任の理由】 取締役経営企画室長として、中期経営計画の策定や進捗管理を推進するなど、これまでの実績と経営全般にわたる豊富な経験や知見を踏まえ、監査等委員である取締役としても適任と判断し、選任をお願いするものであります。		
2	わた なべ とし お 渡部敏雄 (1951年7月31日生)	1984年4月 弁護士登録 1990年9月 渡部総合法律事務所代表 2012年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	—
	【選任の理由】 弁護士としての専門的な知識や豊富な経験、高い見識を有しており、これまでの社外取締役としての経験も踏まえ、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。なお、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	堀之北重久 (1951年12月29日生)	1977年11月 新和監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 1982年 8月 公認会計士登録 2003年 6月 朝日監査法人代表社員 (現 有限責任あずさ監査法人) 2014年 6月 有限責任あずさ監査法人退所 2014年 7月 公認会計士堀之北重久事務所代表 2015年 6月 当社取締役 2015年12月 株式会社東陽テクニカ社外監査役 2016年 5月 株式会社しまむら社外監査役 2016年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)	—
【選任の理由】 公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これまでの社外取締役としての経験も踏まえ、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。なお、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
4	後藤馨悦 (1953年1月18日生)	1976年 4月 味の素ゼネラルフーズ株式会社入社 (現 味の素AGF株式会社) 2003年 6月 同社取締役営業本部長兼東京支社長 2008年 6月 同社取締役常務執行役員 2009年 6月 同社常勤監査役 2012年 6月 同社常勤監査役退任 2018年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)	—
【選任の理由】 他社での企業経営に関する専門知識と、幅広い見識により培われた経験を踏まえ、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。なお、上記の理由により監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 2. 渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏は社外取締役候補者であります。
 3. 渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって渡部敏雄氏が6年、堀之北重久氏が7年、後藤馨悦氏が4年となります。
 4. 渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏とは、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、各

氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

5. 当社は、渡部敏雄、堀之北重久及び後藤馨悦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ておりますが、今回、各氏の選任が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の執行役員、子会社役員がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、被保険者による法令または取締役規に違反することを認識しながら行った行為については除く。）各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の新経営体制、並びに各人の主な専門性と経験は以下のとおりであります。

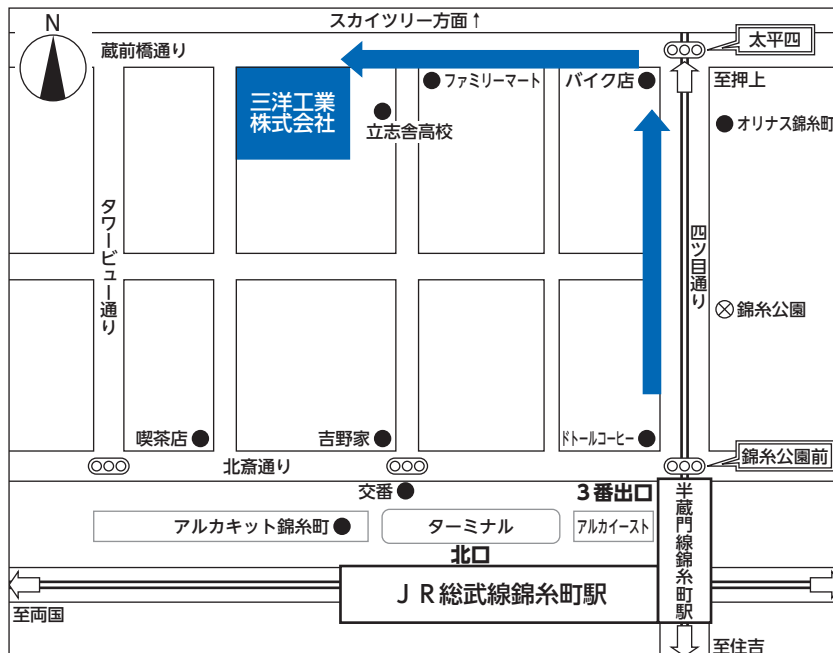
	氏名	会社における地位	専門性及び経験						
			企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	研究開発	生産・調達	人事・労務	財務・会計	法務・ リスク管理
1	菊地 政義	代表取締役会長	●	●					
2	山岸 茂	代表取締役社長	●	●		●			
3	鈴木 将晴	常務取締役	●	●	●				
4	武田 眞吾	常務取締役	●		●	●			
5	原田 実	常務取締役	●				●	●	●
6	吉見 紀昭	取締役	●	●					
7	園田 崇之	取締役						●	
8	田村 和之	取締役 常勤監査等委員	●						
9	渡部 敏雄	社外取締役 監査等委員							●
10	堀之北重久	社外取締役 監査等委員						●	
11	後藤 馨悦	社外取締役 監査等委員	●	●					

(注) 上記一覧は、各候補者のすべての専門性と経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル
三洋工業株式会社 本社
電話 03-5611-3451



※ 株主様へのお土産は廃止させていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【御案内】 最寄駅 JR 総武線錦糸町駅北口 徒歩7分

東京メトロ半蔵門線錦糸町駅 3番出口 徒歩6分

(お願い) 駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

